

「勝山記」の原型を推定させる新発見部分（常在寺所蔵）

都留市史

通史編

第四節 戦国期の郡内領

「勝山記」 この地域の戦国誌として早くから注目されている記録にみる世相に「勝山記」がある。すでに本文中でも多用してきたように、年代記であって記述が簡略で信憑性も高いことからよく利用されるものである。「妙法寺記」という場合もあるが、その筆者については早くから河口湖畔の日蓮宗寺院である小立（河口湖町）の妙法寺住職の歴代が書き継いだとの説が先行していた。それに対して近年、流石奉氏が異論をとなえ、勝山（勝山村）にある富士御室浅間神社の内庵であった浄蓮寺で書かれたものと主張された（『勝山記原本の証』）。しかし依然として妙法寺記説を採る人も多く、とりわけ笹本正治氏は、この立場で種々発言している（『小山田氏と武田氏』『富士吉田市史研究』四号ほか）。ところで最近、山梨県史の史料調査によって、福徳二年（延徳三年）の私年号を持つ二年分の同記の記事が近くの常在寺（河口湖町小立）で発見された。従来知られている同年記事の五倍ほどの分量があり、当然詳しい内容になっており、未知の記事も多

い。『教機時国教法流布五段鈔』という同寺住職を勤めた日国上人が書いた聖教の最後の余白部分に同筆で書かれており、この出現によって従来推測にすぎなかった同記の原初形態がかなり具体的に変わったと思われる。これ自体も書写と判断され、日国上人が書いたものでないことは、本文中に同人についての記事が散見することからも明らかである。つまり同記の原型のものは、現在知られている最古写本の富士御室浅間神社所蔵の「勝山記」に近いものではなく、ましてや「妙法寺記」系の諸本ともかけ離れたものであったことが明らかになった。原初形態は依然として不明であるが、おそらく各年ともっと詳細な記録であって、現存の「勝山記」はその整理された抄写本であることがはっきりした。書かれた場所と人についての断定はさけるが、河口湖畔の日蓮宗寺院住僧の書き継いだものとの点は動かしがたい。

さて、「勝山記」の内容であるが、文正元年（二五二）以前については一般的な曆的記事しかみられず、当地方や甲州関係の記事はこれ以後、永祿四年（二五三）までのものがみられる。その記事内容を大別すると、ほぼ分量の多い順に、①日蓮宗法華派寺院を中心とした寺社の動向、②領主である小山田・武田氏を中心とした政治的動向、③河口湖周辺の在地小領主層の動向、④河口湖周辺の経済・景気動向、⑤同地域の自然・気象動向、⑥同地域の習俗、怪異動向、⑦遠国の伝聞動向になる。以下、内容別に特徴的な点のみをみておきたいが、②・③についてはすでに前述してきたので省略し、①については、同宗の教線が当市域で強力であった形跡はみあたらないので省略し、富士信仰の隆盛による参詣者の動向については別に後述したい。④～⑦についても、直接市域にかかわるような記事はほとんどないが、河口湖周辺から吉田に及ぶ記事内容は、同じ小山田氏の支配地域として共通する部分も多く、在地状況としては参考になる点が多い。

まず④の物価や売買、作柄、銀貨などの動向と、こうした事項の総合的な景気・世相の観察記事であるが、ほぼ連年にわたって、数行から半行に及ぶ記事がみられ、物価については米を中心に大麦・小麦・粟・稗・大豆・小豆の価格や作柄、さらには売買の度合などが記されている。なかには永正一六年（二五九）のように「惣て國中富貴」といった世評の年もあるが、大部分の年には「大飢饉て餓死する」とか「売買高くして世間（諸）つまる」といった厳しい生活実感を示した記事がみられ、この地域が作物の自給状況も不十分で、そのため売買に頼らざるを得ない部分が大きく、不況と慢性的なインフレのため、時には餓死者を出すような生活条件であったことを伝えている。こうした記事が連年にわたってみられるところに、この地域の生活条件の厳しさを垣間みることができる。この他、領主の経済政策にかかわるような事項も、例えば大永八年（二五九）には、いわゆる徳政令といわれている借錢破棄の発令のことや、天文一八年（二五九）には、武田・小山田両氏が談合して過料錢（臨時税）を課したことがみえている。

次に⑤の自然や気象状況に関するものは、寒暖や大雨・大風・積雪などの観察や水害、干魃・地震・山津波などの災害、河口湖の凍結状況などが記されている。天文九年（二五三）には台風によって河口湖岸では浪に引かれ、山間部では倒木で死者が出て、寺社も吹き倒され、民家は方に一が残り、鳥獣は死に絶えたという。こうした天災記事が断続的にあり、自然の生活条件も厳しいものであったことが知れる。さらに⑥習俗や怪異現象については、疫病や小童の病氣に関する記事が多く、変わった習俗としては、年に二度松を立てるとか、大原へ天空（狗）が押し寄せたとか、諸国の諸神を鹿島へ送るとかが散見している。⑦の遠国での風聞に関しては、まず改元に敏感であり、私年号の使用も「弥勒」と、前述した「福德」がみられる。永正元年（二五二）には武蔵での鼠の大量発生のお話が見え、大永五年（二五五）には甲府へ猿楽が来たことを記している。また享祿五年（二五三）では、日蓮宗無碍光宗徒が熊野・奈良を焼打ちしたこともみえ、こうした情報源は巡回僧などによってもたらされたものと思

われるが、全く根拠のないものではなく、「勝山記」が重要視される由縁である。

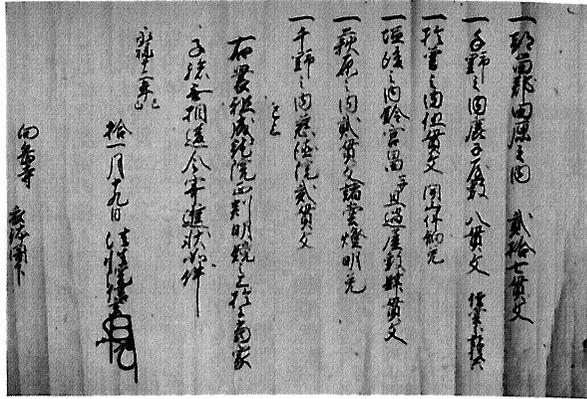
村と町

郡内領の村と町については全体を見渡せるように記録はなく、断片的な状況しかわからない。しかし後述する一部の町化した地域を除いて、その集落の大部分は農村ないし山村であった。しかも近世に行政区画としての村として固定していったような判然とした区画もなく、長年にわたって自然に形成されてきた集落がいくつかまとまって郷といわれていた。しかし郡内領には山間部が多く、すでに小山田氏の支配領域に関連してのべたように、武相国境に近い地域の山村集落にまで、小山田氏の実地的な支配が及んでいたかどうかは疑問である。

ここでは市内の郷村に限定して、地名などによって当時の状況をみておくと、まず江戸後期の『甲斐国志』編さん当時の村名二十七についてみておくと、文禄三年（一五九四）の浅野氏重による検地にまで遡って確認できる村は、田野倉・小形山・古川渡・朝日・四日市場・中津森・大幡・上谷村・下谷村・法能・小野・菅野熊井戸・夏狩・鹿留・境と一五を数え、残る一二についても寛文九年（一六六九）の秋元氏による検地の時に分村独立した村であるから、現在の大字に相当する集落は、すでに戦国期には存在しており、その起源はもっと遡るものであることがわかる。

この他にも田原郷のように、応永三三年（一四三六）の鎌倉公方足利持氏の感状（古代・中世四二）ほかによって確認できる郷名もあり、この地には、次の武田信玄寺領安堵状によると、

- 一 都留郡田原之内、（都留市田原）式拾七貫文、
- 一 千野之内鹿子屋敷八貫文、僧堂分諸役共、
- 一 於曾之内五貫文、開山仏餉免、



武田信玄寺領安堵判物（塩山市・向岳寺所蔵）

- 一 塩後之内鈴宮（武田信重）并且過屋敷肆貫文、
- 一 萩原之内式貫文諸堂灯明免、
- 一 千野之内慈徳院式貫文、
（已上）

右鼻祖成就院正判明鏡之上、（武田信重）於于自家子孫無相違
 令寄進状、如件、
 永禄十二年（已上）

拾一月十九日 法性院信玄（花押）
 向岳寺 表鉢閣下

とまとっていた金井・平栗・加畑・薄原・川棚などの村々があり、こうした中世的な広域郷村名として可能性のあるものとして、ほかに大幡・鹿留も考えられる。

鹿留に関しては、応永一八年（一四四一）一二月の光照寺鐘銘に「甲斐州鶴郡安富村大医山広照禅寺」とみえており（『日本古鐘銘集成』、天文一八年（一五五九）八月の熊野那智社御師実報院の旦那証文（古代・中世七七）にも、以下のようにみえている。

甲刃(鹿) 籠郡しよとみの住人
 はんはの村 同かぬま
 渡辺新衛門尉殿 渡辺与次郎殿 監物弥七郎殿 谷村 竹井与衛門殿 吉平石 中野小三郎殿 同甚七郎
 中つもり 村 善三郎 山崎先達泉藏坊 慶善(花押)
 小三郎 善三郎
 天文十八酉八月六日
 那智山 御師 実報院

これには鹿留の住人として八名がみられるが、その肩書に地名が付されており、この近在の地名であるが、その解釈はむづかしい点がある。もう一つこの地域の地名史料として参考となるものに、市内羽根子の長生寺領を元亀四年(一五七三)七月に小山田信茂が安堵したものがある(古代・中世一九五)。寺領の形成過程を見る上でも大変具体的なものであり、小字も多くみられるのでその全文を掲載しておく。

長生寺寺領之事

- 一、五貫文 中嶋用津院、開山之御代 耕雲寄進
- 一、三貫文 花崎東光寺分、長生寺開山御代 契山寄進
但、此内貳百文施銀鬼
- 一、三貫文 鹿留、長生開山御代 契山寄進
但、此内貳百文者祭引也
- 一、五百文 中津森馬場 同御代 為義山善提 契山寄進
- 一、貳貫文 同所西田、同御代 為源苑善提 契山寄進
- 一、六貫文 古河渡、同御代 同為契山寄進

- 一、壹貫文 深田、同御代 同為契山寄進
- 一、壹貫五百文 長生寺門前、同御代 契山寄進
- 都合廿貳貫文
- 此外

- 一、主山 中津森之内、長生開山之御代 契山寄進
- 一、鷹巢 小片山之内、同御代 契山寄進
- 一、獅子岩 中津森之内、同御代 契山寄進
- 一、大峯 同所、明庵御代 契山寄進
- 以上

一、五貫七百文 十日市場保尾小倉、笑伝御代 但、此内三百文薬師堂免 百五十文荒地 為桃隠善提 信茂寄進

一、六貫六百六文 推野長徳庵、同御代 但、右之内老貫文看主免 残壹貫百六十八文役銭也 為貞母逆修信茂寄進

一、四貫四百九十文 幡倉法幢寺、同御代 但、右之内八百文看主免 残壹貫六百五十文役銭 同為信茂寄進

一、貳貫八百五十文 鹿留明庵分、同御代 但、右之内三百文祭引也 八百六十五文役銭 信茂寄進

都合拾九貫六百七十五文
 元亀(四)年 西 癸

初秋三日 小山田左兵衛尉 信茂（花押）

長生禪寺

衣鉢閣下

これは長生寺領の全てと思われる、合計四二貫文余の寺領規模は、小山田氏の菩提所であったことからみると少ないが、その個々について在所と寺領規模および寄進者名が明記されていて参考になる。これによれば、小形山も広域地名であり、さらに小集落名として中嶋・古河渡・深田・十日市場・保尾（法能）、小倉などもみえており、集落のない周辺山林地も主山ほか四か所が書き上げられている。

「勝山記」にも天文二年（一五三三）に四日市場が焼失した記事と、境の禪正のほか、前述したように中津森・谷村に関する記事が散見している。こうした点から、近世を経て現在につながるような集落はほぼ戦国期には存立していたことが明らかであり、郡内領全域でもほぼ同じ状況ではなかったかと推定される。

一方、郡内領の町化した集落については、最近ようやくその成果がみられるようになり、やや具体的なことがわかるようになってきた。平山優氏は富士山北麓の富士浅間神社への参詣者の増大と諸商人の到来に伴って発展した河口（河口湖町）・松山・上吉田・下吉田宿（富士吉田市）にかけての地域は「富士山麓経済圏」ともいべき郡内最大の経済的繁栄を誇っていたとし、猿橋・駒橋・大月・初狩（大月市）も後の甲州街道に沿った交通要所の宿場として町化していたという。さらに四日市場・谷村・十日市場（市内）の経済圏は、郡内の政治的中心でありながら小山田氏の積極的な支援策がみられず、前述した富士北麓経済圏に依存・従属する性格のものであったとしている（「戦国期甲斐国の市・町・宿」『甲斐路』七〇号）。確かに現存する当時の史料上では、「勝山記」の具体的な記事一つをとってみても北麓地域が経済的に発展していたような印象が強いが、後述する吉田の町は

ともかくとして、富士参詣道者のもたらす経済的効果のみの要因で経済圏の問題を論じるのはどうかと思われるし、市・宿がすべて町化した集落とは限らないのではないかとと思われる。

それにしても谷村を中心とした市域での市場や宿場、さらには町化に関するような史料は皆無に近い状況であり、商人や職人の活動を具体的に示すようなものもみられない。わずかに鍛冶職人であった希代氏について、源頼朝以来の伝承があり、希代氏が家業繁栄のために建立した金山神社の存在が知られているにすぎない。希代一族は谷村から周辺地にも進出し、「かじ屋」の屋号で江戸時代には野鍛冶となった。そのうちの一家である西桂町小沼の希代家には、江戸中期と思われる「金山講儀定連印帳」が残っており、幕府法令を遵守することを誓約した三六名の鍛冶職人が署名している。谷村は早くは天文二年（一五三三）に火災で焼失したとの記録（「勝山記」）もみえ、江戸時代は不明であるが、近代に入ってから明治一八年（一八八五）の谷村の大火やそれ以前の災害などによって関連史料が失われた可能性の方が大きく、谷村については、単に政治的な中心地というだけでなく、その背景となるような経済活動の活発な地域とみておく方が近世以降とのつながりも理解しやすいのではないかと。平山氏は、ほぼ同じような支城主であった河内領の穴山氏の城下である下山について論及しており、こちらの方はかなり積極的な評価をし、経済的地位が小山田氏の本拠地谷村に比べて格段に高いとされている。確かに穴山氏の方が史料の残存状況は良く、多少具体的な点が明らかとなる。しかし小山田氏についても支配領域の点では江尻領を併合するまでの穴山氏と大差ないし、生産力・経済力の面でも格段の差があったかどうかはむづかしい問題である。小山田氏が享禄三年（一五三〇）に谷村に居館を移したこと自体が注目されることであって、すでに一定度の町化が進行していた状況を利用したのではないかと推定しておく。前述した「勝山記」の谷村移転の記事でも明らかのように、単に居館のみでなく、一家国人を従えての移転であった。その後約五〇年間の政庁であった

ことと、近世初頭の秋元氏時代の谷村城下絵図などをみると、そうした町場形成の状況と支城主の城下町の要因は、従来以上に積極的に評価してよいのではないかと思う。しかし前述したように関連史料は皆無の状態で、わずかに鍛冶頭であった稀代氏の存在と同じく大工頭であった渡辺平左衛門の存在が知られているにすぎない。

平山氏は谷村の南北にあった十日市場と四日市場を谷村の館町的な存在ではなかったかと推定している。とすると小山田氏は谷村を中心にかなり積極的な町場政策と経済圏構築を進めたことになるが、両市場が館町にしては距離が遠すぎる。この両市場は、その地名化が早くから確認でき、その位置がいずれも谷村路と支道が交る地点であることから、いわゆる在郷市場としての六斎市に起源を持つもので、この時期に地名としてはしばしば登場してくるが、定設市があつて町場化していたか否かははっきりしない。

次に宿の問題があるが、交通政策上設定された宿駅の場合と、河原間などの開発によって新立されて河原宿との両様があると思われるが、郡内領では小山田氏の伝馬制実施については現存史料では確認がとれず、政策的な宿駅の設定状況については不明である。しかしすでに平山氏が言及したような上吉田をはじめとする宿場が存在したことは確かであり、その一部が町場化していたことも事実であろう。しかし宿のすべてが町場化していたとは限らず、周辺郷村の伝馬稼ぎに依存していた宿も多かったはずである。

さて郡内領最大の町化が進んでいた吉田の場合であるが、前述した平山氏のほか、最近、笹本正治氏もこの問題をとりあげ〔甲斐吉田の町の中世から近世へ〕『信濃』四六巻一―号、主として『勝山記』によりつつ、上吉田は敵対していた駿河衆と単独で和議を結んだり、乙名衆といわれる町内指導層によって自治組織が確立されており、その中には要書記という役割の者もいて、結論的には吉田は自治都市であったとしている。上吉田が宿場と北口本宮浅間神社の門前町として町化が進み、北麓地域の経済活動の中心に位置するような発展を遂げつつあつた

たことは残存する諸史料からも認められるが、吉田乙名衆の存在ほかの理由をもって自治都市と位置づけるのは実証が不足している。とくに地域の領主権力とのかかわり方がどうであったのかが重要になってくるが、すだみにてきたように、吉田衆は初期の後北条・今川勢の郡内侵攻の折には小山田氏に従ってそれに対抗しているし、その後においても吉田衆の中核を構成していたと思われる御師衆にしても、武田・小山田氏より種々の宛行や安堵を受けており、そこに領主との対決の歴史をみることはできない。「吉田の御師が小山田氏の元に組織されていたなどという従来の説は見直しが必要である」という笹本氏の主張は、氏が列挙した古文書類を単念に読み直すことによつて変わるのではないかと思う。後世に作られた「元龜二年都留郡村々武田家組下小山田被官地下控」は確かに創作性の強いもので信が置けないが、前述した元龜元年（二五〇）の上吉田の「西念寺領仕置日記」（古代・中世一七六）にみえる細かい年貢収納を定めたのは小山田信茂であったし、翌々年の同寺旧門前町が雪代で流出した際に現在地への移転時に作成された「屋敷割覚」（同五〇一）にしても、原本が残っていないので断定はできないが、その記載様式や、同時に伝わった天正二〇年（二五三）の「吉田伝馬之引付」（上吉田・小佐郎倍彦家文書）の方には、当時の領主であった加藤光吉の代官西田一相の壺型印がみえているから、こうした帳簿作成は領主側が行ったものと思われる。「勝山記」の内容に関しても「要書記」は単に僧侶名とも思われ、吉田の友屋に作られたという「屋形御蔵」にしても、年貢収納蔵にせよ流通物資の集散蔵にせよ、こうした機能のものが町中にある状態は、とても自治都市とはみられない。その点、伊藤裕久氏の「下吉田までを含む広域的な宿町住民の再編成・神職家の新屋敷への集住などを短冊型地割のもとで成立させたことは、戦国末における新宿建設のひとつの到達点を示すものといえよう。そこには当然、武田氏、郡内領主小山田氏という戦国大名領主側からの町場建設への積極的介入が想定されるであろう」（『戦国期上吉田宿の町割・屋敷地割とその変容』『都市と商

人・芸能民』収録)との見解が妥当と思われる。

交通路と関所

戦国期の郡内領の交通路について詳しく論じた成果はみられず、わずかに増田廣實氏が北条・武田両氏の伝馬制の施行に関連して概略をのべているにすぎない(『戦国期伝馬制と甲州街道の成立』『甲斐の成立と地方的展開』収録)。それによると、遅くとも三国同盟の成立した天文末年頃までには北条・武田氏領ともに主要な交通路での伝馬制がかなり整備されていて、制度にかかわる伝馬定書や手形によって、主要道の概容も推定できるとしている。郡内領のみに限って言えば、まず甲府と谷村間の主要道として後の甲州街道筋の笹子峠を越え、初狩宿でこの道筋と別れて南下する近坂峠を越えるルートがあり、天文二四年(一五五)四月には、小山田信有が鶴瀬の佐藤又七郎に与えた伝馬手形(古代・中世九四)が残っているという。この文書は現物が残っており、伝馬手形なのか過書なのか判然としないが、すでに表二二二に示したように、他に天文二二年七月に小山田原の商人天十郎に与えた相模下口宿中宛の小山田信有判物(同八八)は、やはり現存してはいないが伝馬手形と判断できるものであり、これらによって小山田氏による郡内領での伝馬制度の施行も確認され、さらにはそれに対応する主要道での宿駅整備策も進められていたことが理解される。この点は武田氏の伝馬制度を考える上でも重要なことであり、同じような支城主であった河内領の穴山氏にも過所や伝馬手形の発給権は認められていた。

増田氏はつづいて笹子宿以東の甲州街道筋にも言及しており、「高白齋記」の大永七年(一五七)条にみえる岩殿に橋が架けられたことも小山田氏によるこの道筋の整備の一環としている。これに関連してさらに注目される記事は、「勝山記」の永正一七年(一五〇)条であって、「当郡猿橋、三月中ニ小山田殿引立テカケ玉フ」とみえてい。上野原より八王子へ至る道筋には三本があり、北から案下峠(和峠)・小仏峠・大垂水峠であるが、こ

の時期に武蔵へ出る主要道は案下峠口が最も一般であったとしている。しかし永禄四年(一五六)三月に北条氏の要請にもとづいて上野原の加藤駿河守信景らが援軍に向ったのは千喜良口(大垂水峠)であり、永禄二年(一五五)九月、小山田信茂が信玄本隊に合流するために武蔵へ出陣した際には小仏峠を利用しており、上野原から武蔵へのルートはまだ固定していなかったともいう。この他、上野原から相模川沿いに南下して相模に向う道筋も重要な役割を果たしていたとも指摘しており、前述した天文二三年(一五五)の信玄息女の氏政への興入れはこのルートであったこともはっきりしている。

郡内領と国中地域を結ぶ主要道は、古代の官道以来の伝統をもつ御坂路や、精進湖から女坂を越えて古関に至る中道、さらには大石峠越えで芦川に至る道筋も存在していた。前述した永正・大永年間における武田氏の郡内進出も主に南部のこうしたルートが利用されており、笹子峠越えでの進攻を物語るものはみられない。笹子峠越えが厳しかったことにもよるが、商品流通や塩山の向岳寺領が市内の四日市場と田原にあった場合の往来のように、笹子口も主要な交通路であったことは間違いない。さらに後述する富士信仰の隆盛に伴う参詣道者の増加は、武蔵方面から参詣する谷村路の整備も余儀なくさせたであろうし、相模方面から参詣する場合にも、籠坂峠越えのほかにもいくつかの道筋ができていた。

次にそうした主要道に設置されていた関所についてみておくと、まず、前出の表二二三にみえる過所や伝馬手形、さらには交通諸役免許状にみられる「都留郡口諸役所」「郡中諸役所」に注目したい。前者は武田氏発給のものにみられ、後者は小山田氏のものにみられ、「役所」は関所のことである。つまり支城領域が郡境と同じであるところから、主要道の郡境には関所が置かれており、支城領といえども一応両者間で人や物資の移動がチェックできる体制になっていたことと、小山田氏には支城領域内のみで通用する過書や手形しか発行できな

かった状況が読みとれる。これでも、郡内領に關しては二様の関所があったことが知られ、一つは国境や郡境の警固にかかわる軍事的機能を主とした関所であって、ここでは併せてこうした境を越える遠隔地商業にかかわる人々からの関銭徴収も行っており、副次的に経済的效果もあげていた。その典型的な例が国境の関所であった本栖関所（上九一色村）であって、武田氏が富士北麓の地侍衆に棟別役ほかの諸役を免除して在番を勤めさせている文書がいくつみられる。同じように国境の山中関所（山中湖村）に關しては、永禄二年（二五八）一月、信玄の駿河進攻を直前にした緊張関係の中で、平野郷の地下人衆に対して諸役を免許し、相応の奉公を義務づけている（古代・中世一五八）。

郡境の関所としては河口（河口湖町）、初狩（大月市）の関所がはっきりしているが、その河口関所と近接する舟津関所について、信玄が自筆をもって小山田弥三郎を詰問した書状が残っており（同一三一）、両関所は信玄がかつて北口本宮浅間神社に立願をした際に寄進の意味で撤廃したものを、小山田氏がこれを再開したことを糺弾した内容のものであり、この両関所は後述する富士参詣道者から関銭を取る目的で設置されたいわゆる道者関としての性格の方が強かったため、小山田氏は敢えてこれを再開させたのである。

同じく郡境の関所であった国中側（くさな）の黒駒（御坂町）関所の場合も、天正五年（二五七）六月、武田勝頼が武威高揚のために富士御室浅間神社に捧げた願文の中で祈願の意を込めて関所を撤廃するとしており（『甲陽軍鑑』品五三）、郡境の関所は運用がゆるやかであったことを物語っている。近世に入ってもこれらの境界の関所は存続するが、一方、郡内領のとくに富士北麓一帯には、単に富士参詣者から関銭を取るためにのみ設置された道者関がいくつが存在しており、表二―三にみられる小山田氏発給の御師衆宛の過書や諸役免許状にみられる「郡中諸役所」はこれらの道者関のことであろうと思われる。こうした関所に吉田・成沢ほかの関所があったことが確認で

き、とりわけ前述した元龜三年（二五三）三月における小山田信茂による道者勧誘のための半関政策は著名であり、こうした「郡中諸役所」に關する関所政策は、小山田氏の領主権の一部であった。

富士信仰 富士信仰は平安中期以降、着実に全国的な広がりを見せ、山麓周辺地に遥拝場（よはば）としていくつかの**新展開** 浅間神社が創建され、参詣登山者も徐々に増加していった。戦国期になって北麓で富士行者（ふじぎやうしやく）角行が活躍し、従来の公家や武家中心の加持祈祷や社参による信仰形態とは異って、民衆を対象にした富士登山を中心とした実践的な信仰形態が主流となり、講組織によって広範な信者が参詣するようになり、富士信仰は新たな展開を迎えるに至った。

角行については、伝説的な部分も多いが、一応実在の人物とされており、富士講の元祖として、後世に神格化されていった。角行の入峯は永禄元年（二五八）とされているから、富士信仰が大衆化、集団化しつつあったのはそれ以前からであり、早い記録としては「勝山記」明応九年（二五〇）条に「此年六月富士導者参事無限」とあって、以後、そうした傾向は一層盛んとなり、関連史料も多く残っている。角行はこうした状況に乗って、参詣道者のための教義の確立と組織化を進めた人物ということになる。

参詣者・登山者の増加は、古くから存在していた伝統的な浅間神社のあり様にも変化を与え、富士登山に便利な立地条件であった吉田・河口・須山・須走口の浅間神社では宿坊が発達し、その経営は御師に委ねられていた。前述したように、とりわけ上吉田の北口本宮ではその門前に御師町が形成され、元龜三年（二五三）の「吉田村新宿帳」によれば、合計八八軒の屋敷所有者がみられ、その大部分が御師であったことが明らかである。河口宿にも慶長二年（二六〇）の記録では十二坊の御師家のあったことが知られており（『富士の信仰』）、その職務書上げによれば、富士登山者に対して浄衣等を貸与し、冥加料（みやが）などを受納し、八葉めぐりの案内や太々神楽（たいたいかぐら）を実施

したり、日掛・月掛・月参等の行事を執行している。また、師しだ檀だん關係を結んでいる諸国の檀那めぐりをして御成や御守を配布したり、実際に登山する人達の宿所となって万端の世話をするのが主な業務内容である。最盛期を迎えるのは江戸期になってからであるが、すでに戦国末期にはかなりの盛況をみせており、その様子は「勝山記」にも具体性をもって書かれている。

上吉田・河口ともに御師の中の一部の有力者は前述したように小山田・武田氏らの被官になっているものもあり、名田・抱屋敷・宿坊を安堵され、恩地ほかを宛行われて軍役を勤めるものもあった。そうした被官關係を持たない御師も多く、彼らは御師としての経営のほか、地主としての性格も有し、前述したように上吉田においては、乙名衆として町の指導層でもあった。時には地域の小領主と利害が対立することも多く、そうした係争については、すでにいくつか紹介したので省略しておく。

参詣者である道者の参集状況については、それを数量的に示すものはないが、参詣・登山の時期は夏に集中しており、前述した小山田信茂がその減少状況に対応するために関銭の半減策をとったことや、参詣者が賽銭として悪銭を投げ入れることを禁じたことなどによって、時期的には想像以上の人々が参集したことを推定させる。その参集地域も現在個々の御師宛に残っている過書や諸役免許状によってその状況がある程度わかってくるが、甲斐国内はもろんのことその地域は関東一円から東北地方に広がっていたようである。永禄四年（一五二一）一月の小山田信有過所（古代・中世二一六）によれば、北口本宮の御師刑部氏（小猿屋）に対して、来年度の参詣者二〇〇人分の通行許可を予め与えている。この刑部家にはこの他、後北条氏の伝馬手形や、下総国結城の結城政勝書状、下総国松戸の高城氏、安房大多喜城主の正木時茂などの富士参詣に関する文書が残っているから、こうした地方の大名も旦那としていたことが明らかである。福島県の石川文書によれば、元龜三年（一五三三）五月、武

田信玄が奥州石川の先達御房に対して、分國中関渡往還役免除の過書を与えている（『福島県史』資料編）。

先の小山田信有過所でも明らかのように、永禄期にはすでに参詣者の最盛期を迎えており、前述したように、この時期に北麓で角行が入峯し、修業の結果多くの信者に信奉され、後の富士講の開祖となった。富士講が全盛期を迎えるのは江戸中期であるが、その兆候はすでに戦国期にもみられていた。

富士信仰に関しては、こうした信仰の大衆化とともに、一方では伝統的な神社中心の祈祷も行われ、神主や祈宜衆が領主や支配者層の代参や祈願を行っている。富士山周辺の浅間神社のうち、とりわけ富士宮の本宮浅間神社、勝山村の富士御室浅間神社、吉田の北口本宮浅間神社はこうした信仰の中心となり、現在でも大名や武家の祈願文や寄進状を多く残している。

市域の寺 市域内の寺院については、江戸中期の延享二年（一七四五）の書上げによれば四五か寺がみえており、**院・神社** り、約五〇年後に調査した『甲斐国志』（仏寺部）にもかなり詳しい記述がみられる。それらによると起源や由緒が中世ないしそれ以前に遡るものも多く、そのすべてをここで取り上げることはできない。ここでは、この時期の記録や古文書を残す主な寺院についてその概要をみておきたい。

寺院の宗派別な特徴としては、曹洞宗・浄土宗寺院が多く、ある時期、市域でのこの両宗の布教活動が活発であったことを物語っている。まず領主であった小山田氏關係の寺院として、羽根子の大儀山長生寺おほぎやまながせいじがあげられるが、曹洞宗中山広嚴院末として永正八年（一五二二）小山田出羽守信有（契山）を開基、一道光円いちどうくわん禪師を開山に創建されたという。契山は前述したように越中守信有であって、同寺はそれ以前の延徳四年（一四九二）に同地で没した鷹岳宗俊たかだけそうじゆん禪師を開山にして用津院として開創されており、その開基は小山田耕雲であったという。耕雲は前述したように小山田信長であり、同じく前出した元龜四年（一五三三）の信茂による長生寺領安堵状にも冒頭にその名が

みえている。この安堵状によっても寺領の大部分は契山の寄進となっており、実質的な創建は永正八年と考えてよいであろう。

同じく小山田氏の菩提所として臨済宗妙心寺派の金井の富春山桂林寺がある。永享五年（一四三三）に没した格智禅師を開山とし、小山田出羽守富春を開基としている。富春は前述したように小山田信澄に比定されている。後に小山田信茂が中興開基となって再建し、中津森館に隣接しているため歴代の菩提所とした。末寺に山号と寺号を逆にした小形山の桂林山富春寺がある。さらに、上谷の浄土宗智恩院末の長安寺は、開山が金蓮社匠蒼上人で、天正一三年（一五六五）に谷村に来て鳥居元忠の帰依によって同寺を開いたといい、この地はかつて小山田氏の別荘地であったともいう。

大幡の広教寺も由緒の古い寺であり、現在は曹洞宗であるが開創時には臨済宗建長寺末の寺であって、大覚禅師の弟子大川和尚が鎌倉中期に開山となって開いた寺であり、天文元年（一五三二）に曹洞宗石心禅師が在住して改宗している。本尊地藏菩薩座像には座底に明徳元年（一三六〇）六月の銘記がある（古代・中世 口絵）。同じく曹洞宗の夏狩の宝鏡寺は室町中期に鶏岳永金和尚が開き、天文一〇年（一五四二）一二月に諸堂が焼失したが再建され、天文三年（一五五三）の座銘をもつ本尊釈迦如来像ほかを伝えている。末寺には鹿留の円月光照寺があり、同寺には応永一〇年（一四〇三）在銘の梵鐘があったが、現在は行方不明である。このほか曹洞宗の寺院で、由緒が戦国期にまで遡る寺として、下谷の大慈山円通院、上谷の補陀山普門寺、大道山法泉寺、薄原の千眼山江西院、川棚の甘露山正観寺、大幡の富向山福源院、十日市場の水源山永寿院、朝日曾雌の東光山伝昌寺などがある。

日蓮宗では下谷の大法山東漸寺があり、もとは真言宗であったが、元徳元年（一三三二）に駿河国富士郡大石寺二世の日目上人が当地に遊化した折に改宗し、さらに天文元年（一五三三）教蓮坊阿闍梨日感が身延山に登り、貫主日



某氏朱印状（谷内俊男家蔵）

伝上人に帰依して久遠寺末となった。寺宝には天文一十九年三月の身延一四世日鏡上人筆の板三宝本尊ほかがある。川茂の川応山浄泉寺は、初め天台宗であったが、開基の天野左衛門佐頼定が浄土真宗に改宗し、本願寺蓮如より自書の名号を授けられ寺宝としている。同宗の上谷の水上山西願寺は、貞和四年（一三六六）に西願法師を開基として創建したと伝え、かつては四日市場の支村瀬中村にあったが、天正年間に現在地に移り、もとは勝沼等々力の万福寺末であったが東本願寺派となった。

ついで市内の神社であるが、旧村各郷には産土社（うぶつち）があつて、祭神はそれぞれ異なるがその由緒は古く、しかもはっきりとした記録や古文書を残している所は少ないので、伝承に頼らざるを得ない部分が大きい。まず、川棚の勝山正八幡宮であるが、もとは勝山の山上に鎮座していたが、文禄三年（一五九四）に浅野氏重が谷村城主となり、山上に城郭を築くため同社を八窪山頂に移したという。法能の生出明神は、天文一三年（一五四四）四月の小山田信有判物（古代・中世六八）に、「保之尾之惣社権現・同宮原之大明神」一両社とみえており、小野称宜某兵衛太郎宛に竹木保護を加えている。前述した駒橋元近作の天文一十七年在銘の神刀も奉納されたが、現存していない。

井倉の生出明神は、祭神が建御名方命（たけみかたのみこと）であり、鳥居建立に際して三〇〇文の寄進をうけているほか、鳥居・秋元家奉納の太刀も所蔵されていた。挿図に示したこの朱印は同年三月に同じ井倉の九郎兵衛宛にも出されており、その印文は不明ながら、直径二・九センチと、武田家奉行人クラスが使用したものと類似しており、なお、小山田氏関係の朱印の可能性も残っており、今後の検討課題である。